

◎一般廃棄物処理施設維持管理情報(令和4年度)

第1清掃工場

1. 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号イ)

(単位 トン)

種類 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ごみ搬入量	4623.68	5025.02	4524.44	4665.92	4709.78	4626.88	4688.14	4570.12	5070.12	4494.98	1001.08	3436.90
残滓搬出量	591	732	586	428	826	536	486	564	691	723	233	437

2. 焼却炉の運転状況 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号ロ及びハ)

1号炉

項目 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
測定結果の得られた日	19	12	7	19	31	25	17	30	26	19	0	0	
燃焼室中の燃焼ガス温度 °C	測定位置 燃焼室	883	885	893	893	892	892	886	898	893	893	休炉中	休炉中
集じん器に流入する燃焼ガス温度 °C	測定位置 EP入口	199	203	199	211	215	214	214	217	215	216	休炉中	休炉中
排ガス中の一酸化炭素濃度 ppm	測定位置 煙突入口	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	休炉中	休炉中
冷却設備及び排ガス設備に堆積したばいじんの除去	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	—	—

2号炉

項目 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
測定結果の得られた日	19	31	30	16	19	13	17	0	25	27	0	30	
燃焼室中の燃焼ガス温度 °C	測定位置 燃焼室	898	894	893	888	883	888	883	休炉中	878	875	875	915
集じん器に流入する燃焼ガス温度 °C	測定位置 EP入口	211	210	212	209	209	208	212	休炉中	211	214	214	216
排ガス中の一酸化炭素濃度 ppm	測定位置 煙突入口	3	3	3	3	3	4	4	休炉中	4	3	3	6
冷却設備及び排ガス設備に堆積したばいじんの除去	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	—	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	—	常時機械式 清掃装置	

○注:EPとは電気集じん器の略です。

○連続測定記録等はデータ量が多いため、記録データ保存管理しておりますので当工場で見覧による公表を致します。記載数値は定常運転時の月平均値です。

○定常運転とは、当日の24時間の内運転時間が5時間以上で時間平均燃焼室温度が800℃以上であること。

3. 排ガス中のばい煙濃度測定結果（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号ニ）

項目 / 焼却炉			1号炉						測定実施回数
試料採取位置			煙突入口						ばい煙濃度測定回数 6回/年 ダイオキシン類濃度測定回数 2回/年
試料採取月日			4月5日	5月10日	8月2日	10月20日	12月13日	1月19日	
ばい煙濃度測定結果の得られた月日			4月26日	5月31日	9月6日	11月10日	1月11日	2月9日	
ダイオキシン類濃度測定結果の得られた月日			-	-	9月12日	-	-	2月16日	
測定項目	規制基準値	単位	測定結果（酸素濃度12%換算値）						適用法令
ばいじん	0.08	g/m ³ N	0.002	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	大気汚染防止法
硫黄酸化物	8.65	m ³ N/h	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満	大気汚染防止法
塩化水素	122	ppm	9未満	7未満	9未満	8未満	9未満	9未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
窒素酸化物	250	ppm	70	42	73	49	53 ※1	68	大気汚染防止法
カドミウム及びその化合物	1.45	mg/m ³ N	-	-	0.005未満	-	-	0.005未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
銅及びその化合物	28.95	mg/m ³ N	-	-	0.005未満	-	-	0.005未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
鉛及びその化合物	5.79	mg/m ³ N	-	-	0.005未満	-	-	0.005未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
ダイオキシン類	1	ng-TEQ/m ³ N	-	-	0.140	-	-	0.040	ダイオキシン類対策特別措置法

項目 / 焼却炉			2号炉						測定実施回数
試料採取位置			煙突入口						ばい煙濃度測定回数 6回/年 ダイオキシン類濃度測定回数 2回/年
試料採取月日			4月5日	5月10日	8月2日	10月20日	12月13日	1月19日	
ばい煙濃度測定結果の得られた月日			4月26日	5月31日	9月6日	11月10日	1月11日	2月9日	
ダイオキシン類濃度測定結果の得られた月日			-	6月14日	-	-	1月16日	-	
測定項目	規制基準値	単位	測定結果（酸素濃度12%換算値）						適用法令
ばいじん	0.08	g/m ³ N	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	大気汚染防止法
硫黄酸化物	8.65	m ³ N/h	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満	大気汚染防止法
塩化水素	122	ppm	7未満	7未満	7未満	6未満	6未満	6未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
窒素酸化物	250	ppm	68	69	96	73	81 ※1	52	大気汚染防止法
カドミウム及びその化合物	1.45	mg/m ³ N	-	0.005未満	-	-	0.005未満	-	大阪府生活環境の保全等に関する条例
銅及びその化合物	28.95	mg/m ³ N	-	0.005未満	-	-	0.005未満	-	大阪府生活環境の保全等に関する条例
鉛及びその化合物	5.79	mg/m ³ N	-	0.005未満	-	-	0.005未満	-	大阪府生活環境の保全等に関する条例
ダイオキシン類	1	ng-TEQ/m ³ N	-	0.067	-	-	0.036	-	ダイオキシン類対策特別措置法

○測定結果については、測定・分析を測定業務委託業者にて実施しており、測定結果が得られしだい順次記載いたします。

※1 窒素酸化物については、令和4年12月22日に試料採取